

○苫小牧市立学校の施設の開放に関する規則

平成23年3月24日
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市立学校の施設の開放に関する条例(平成22年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放施設)

第2条 開放施設(条例第2条に規定する開放施設をいう。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

(使用許可)

第3条 使用許可(条例第4条第2項の使用許可をいう。以下同じ。)を受けようとする者は、あらかじめ学校開放使用申請書(様式第1号)を教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 委員会は、使用許可をするときは、使用許可書を申請者に交付するものとする。

(開放の時間区分及び期間)

第4条 条例別表備考第1項の各時間区分の開始及び終了の時刻は、次のとおりとする。

(1) 体育館及び校庭

- ア 午前 午前9時から正午まで
- イ 午後 正午から午後5時まで
- ウ 夜間 午後5時から午後9時まで

(2) 教室等(条例別表備考第2項の教室等をいう。以下同じ。)

- ア 午前 午前9時から正午まで
- イ 午後 午後1時から午後5時まで
- ウ 夜間 午後6時から午後9時まで

2 開放の期間は、次のとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 体育館及び教室等 4月から翌年3月まで
- (2) 校庭 4月から10月まで

(使用料の免除)

第5条 条例第5条第2項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用許可の申請の際に学校開放使用料免除申請書(様式第2号)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、使用料の免除の可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第4項ただし書の規定により、使用料の全額を還付する。

- (1) 使用者(条例第5条第1項の使用者をいう。以下同じ。)がその責めに帰するこ

とができない理由により開放施設を使用できなくなったとき。

- (2) 使用者が使用開始予定日の前日までに開放施設の使用許可の取消しを申し出たとき。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 備付物品等の取扱い及び整理を適切に行うこと。
- (3) 暴行、粗暴な言動等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 開放施設内の清潔を保つこと。

(管理者及び事業主事)

第8条 委員会は、開放施設ごとに管理者及び事業主事を置く。

- 2 管理者は、委員会が委嘱し、委員会の命を受け、開放施設の管理及び運営を総括するものとする。
- 3 事業主事は、委員会が委嘱し、管理者の命を受け、開放施設の管理及び運営を行うものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧市立学校の施設の開放に関する規則(昭和50年教育委員会規則第2号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

開放施設	
施設	学校名
体育館	苫小牧西小学校 錦岡小学校 勇払小学校 沼ノ端小学校 苫小牧東小学校 樽前小学校 若草小学校 北光小学校 緑小学校 大成小学校 清水小学校 美園小学校 日新小学校 糸井小学校 北星小学校 澄川小学校 豊川小学校 明德小学校 泉野小学校 明野小学校 拓勇小学校 ウトナイ小学校 拓進小学校 植苗中学校 啓北中学校山なみ分校
校庭	苫小牧西小学校 錦岡小学校 勇払小学校 沼ノ端小学校 苫小牧東小学校 若草小学校 北光小学校 緑小学校 大成小学校 清水小学校 美園小学校 日新小学校 糸井小学校 北星小学校 豊川小学校 明德小学校 泉野小学校 明野小学校 拓勇小学校 ウトナイ小学校 拓進小学校
教室等	苫小牧西小学校

様式第1号(第3条関係)

学校開放使用申請書

年 月 日

苫小牧市教育委員会 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名

印

開放施設の使用について、次のとおり申請します。

学 校 名	市立 小・中学校(体育館・校庭・教室等)		
種 目			
目 的			
人 数	男 人	女 人	合計 人
借用備品 バレーボール支柱・ネット バトミントン支柱・ネット テニス支柱・ネット 卓球台 ・ネット その他 ()			

添付書類 教育委員会が必要と認める書類

学校開放使用料免除申請書

年 月 日

苫小牧市教育委員会 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名 印

使用料の免除について、次のとおり申請します。

学 校 名	市立 小・中学校(体育館・校庭・教室等)		
使用期間			
免除の額	使用料	免除額	納付額
	円	円	円
免除を申請する理由			
備考			